

新運整第 27 号の 2
令和 5 年 4 月 19 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



「優良自動車整備事業事務取扱要領」（平成 18 年 3 月 31 日付
達第 13 号）の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より別紙（令和 5 年 4 月 17 日付け北信技整第
4 号の 2）のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第4号の2
令和5年4月17日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「優良自動車整備事業事務取扱要領」(平成18年3月31日付け
達第13号)の一部改正について

「優良自動車整備事業事務取扱要領」(平成18年3月31日付け達第13号)
の一部を別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。



達第5号

優良自動車整備事業事務取扱要領(平成18年3月31日付け達第13号)の一部を改正する達を次のとおり定める。

令和5年4月17日

北陸信越運輸局長 平井隆志



優良自動車整備事業事務取扱要領の一部を改正する達

「優良自動車整備事業事務取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改める。

「優良自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">優良自動車整備事業事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">達第 13 号</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 15 号</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 8 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 3 号</p> <p style="text-align: center;">平成 26 年 7 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 3 号</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 4 月 5 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 13 号</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 4 号</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 12 月 24 日</u></p> <p style="text-align: right;"><u>改正 達第 5 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和 5 年 4 月 17 日</u></p> <p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">優良自動車整備事業事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">達第 13 号</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 15 号</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 8 月 8 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 3 号</p> <p style="text-align: center;">平成 26 年 7 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 3 号</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 4 月 5 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 13 号</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年 3 月 30 日</p> <p style="text-align: right;">改正 達第 4 号</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 12 月 24 日</u></p> <p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>

附 則

本達は、令和5年4月1日の申請及び届出から適用する。

ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

第1号様式 (優良)

1～3 (略)

4-① I～4-① II

4-① I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バラシサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音量計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オバシメータ			

検査用スケレンゾール

(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-① II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バラシサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検査装置		

備考	
電話番号	

第1号様式 (優良)

1～3 (略)

4-① I～4-① II

4-① I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バラシサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音量計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オバシメータ			

(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-① II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バラシサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検査装置		

備考	
電話番号	

第1号様式 (優良)

4-② I ~ 4-⑤ (略)

第2号様式 (優良)

3 ~ 4-①

3 事業場の建家 (作業場面積) 又は敷地

屋内現車作業場	m ²	電子制御装置点検整備作業場	m ²
車両置場	m ²	その他の作業場	m ²
完成検査場	m ²	洗車場	m ²
屋内電気装置整備作業場	m ²	原動機分解組立作業場	m ²
原動機部品整備作業場	m ²	受注品置場	m ²
洗浄場	m ²	屋内タイヤ整備作業場	m ²

4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフューサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音響計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			
検査用スキャンツール			

(注) 検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考	
----	--

第2号様式 (優良)

4-② I ~ 4-⑤ (略)

第2号様式 (優良)

3 ~ 4-①

3 事業場の建家 (作業場面積) 又は敷地

屋内現車作業場	m ²	電子制御装置点検整備作業場	m ²
車両置場	m ²	その他の作業場	m ²
完成検査場	m ²	洗車場	m ²
屋内電気装置整備作業場	m ²	原動機分解組立作業場	m ²
原動機部品整備作業場	m ²	受注品置場	m ²
洗浄場	m ²	屋内タイヤ整備作業場	m ²

4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
車上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランス		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフューサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検査装置		

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音響計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			

(注) 検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考	
----	--

第2号様式（優良）

4-②～4-⑤（略）

第3号様式（優良）～第5号様式（略）

第2号様式（優良）

4-②～4-⑤（略）

第3号様式（優良）～第5号様式（略）